

議提第4号

北本市における新駅建設の賛否を問う住民投票条例の一部改正について

会議規則第14条の規定により、北本市における新駅建設の賛否を問う住民投票条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成25年12月2日 提出

提出者	北本市議会議員	桂	祐	司
提出者	北本市議会議員	渡	邊	良
提出者	北本市議会議員	大	澤	芳

北本市議会議長 福島 忠夫 様

## 北本市における新駅建設の賛否を問う住民投票条例の一部を改正する条例

北本市における新駅建設の賛否を問う住民投票条例（平成25年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第16条を第17条とし、第13条から第15条までを1条ずつ繰り下げ、第12条の次に次の1条を加える。

（成立要件等）

第13条 住民投票は、投票した投票資格者の総数が投票資格者の総数の2分の1を満たしたときに成立する。

2 選挙管理委員会は、住民投票が成立しなかった場合においても住民投票の開票を行わなければならない。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議提第4号参考資料

北本市における新駅建設の賛否を問う住民投票条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
第12条 略             第13条～第16条 略	第12条 略  <u>（成立要件等）</u> 第13条 住民投票は、投票した投票資格者の総数が投票資格者の総数の2分の1を満たしたときに成立する。 2 選挙管理委員会は、住民投票が成立しなかった場合においても住民投票の開票を行わなければならない。  第14条～第17条 略